



こたけ

議会だより

第 180 号

平成20年 8月1日

■発行 小竹町議会
 福岡県鞍手郡小竹町
 TEL 09496-2-1967
 FAX 09496-2-1140

■編集 議会広報編集委員会

■印刷 マツオ印刷株式会社



小竹祇園山笠

7月

19日・20日・21日



**初盆会の御香典や寄付は
禁じられています。**

ことしもお盆の季節を迎え、初盆のご家庭には、重ねてお悔やみ申し上げます。

議員の初盆会の御香典や、諸行事等での寄付行為は、公職選挙法で禁止されています

もくじ

- ◆主な議案 2
- ◆平成20年度補正予算・意見書 3
- ◆一般質問 4
- ◆議会が同意した人事 6

6月定例会

(平成20年6月12日～6月20日 9日間)

6月定例会の主な議案

6月定例会は、6月12日から6月20日まで、会期9日間の日程で開かれました。
条例案・補正予算案等の議案が提出され、審議の結果、議会は賛成多数で可決しました。

**十月一日から
公費医療費支給制度
が変わります**

① 通院の医療費も

小学校就学前まで無料に
乳幼児医療費支給制度

小竹町乳幼児医療費の支給
に関する条例の一部改正によ
り、現行の四歳未満までとさ
れている通院の乳幼児医療費
の対象年齢が、小学校就学前
まで引き上げられます。

② 父子家庭も支給対象に

ひとり親家庭等医療費
支給制度

支給制度

小竹町母子家庭等医療費の
支給に関する条例の一部改正
により、名称が「母子家庭等
医療費」から「ひとり親家庭
等医療費」に改められ、父子
家庭が新たに対象となります。

これまでは初診料、往診料
の一部が自己負担となってい
ましたが、改正後は、入院、

通院それぞれ定額制の自己負
担となります。

入院の自己負担は、一日に
つき五百円で、月額三千五百
円が上限額となり、通院の場
合は、一医療機関につき月額
八百円が上限額となります。

なお、一人暮らしの寡婦に
ついては、自己負担額を見直
しながら、二年後に廃止され
ます。

③ 精神障害者も支給対象に

重度障害者医療費
支給制度

支給制度

小竹町重度心身障害者医療
費の支給に関する条例の一部
改正により、名称が「重度心
身障害者医療費」から「重度
障害者医療費」に改められ、
新たに精神障害者（精神障害
者保健福祉手帳一級）が対象
となります。

これまでは初診料、往診料
の一部が自己負担となってい
ましたが、改正後は、入院、
通院それぞれ定額制の自己負
担となります。

入院の自己負担は、一日に
つき五百円で、月額一万円が

上限額となり、低所得者（町
民税非課税世帯）については
一日につき三百円で、月額六
千円が上限額となります。

通院の場合は、一医療機関
につき月額五百円が上限額と
なります。

六十五歳以上の方について
は、これまで自己負担があり
ませんでしたが、六十五歳未
満の方と同様に自己負担が発
生します。

新たな税の仕組み



小竹町町税条例が一部改正
されました。主な改正とし
て、個人住民税における寄付金税
制の拡充として「ふるさと納
税制度」が導入されました。
また、平成二十一年十月に

支給される公的年金から個人
住民税を特別徴収する制度が
開始されます。

この条例改正については、
審議の中で「ふるさと小竹町
に寄付をしたいと思うような
PRの方法等、今後の見通し
を十分に立てて対処してほし
い」との意見や、「低所得の
年金受給者の方については、
この年金からの特別徴収が負
担になると考えられ、口座振
替制度の活用等、もっと町民
の方が自主的に払えるような
徴収の方法を検討してほしい」
等の意見が出されました。

ふるさと納税制度とは

自分が生まれ育った「ふる
さと」に貢献したい、
自分との関わりが深い地
域を応援したい、という
気持ちを形にする仕組み
として、市町村等に対し
て寄付を行った場合、寄
付金額の五千円を超える
部分について、個人住民
税のおおむね一割を限度
とし、所得税と合わせて
控除する制度です。

平成20年度補正予算

一般会計・・・・・・・・・・・・・・ 782万円

総 額・・・・・・・・・・・・・・ 782万円



予算委員会の 主な質疑

問 窓口担当業務委託料が計上されているが、住民サービスの一環として窓口業務の一本化はできないか。

答 窓口業務は住民との最前線であり、住民との関わりが一番難しい部分であることから、十分に検討します。



役場窓口風景

問 各学校の地震対策について、国の法改正がなされ、町負担がほとんどいらなくなつた。

学校は、町民の避難場所でもあり、人命に関わる問題である。早急な取り組みをするべきでは。

答 学校施設は、防災マップ等で避難場所に指定してあります。教育委員会としては、直ちに予算を計上し、取り組みたいと思います。



小竹西小学校校舎

問 三小学校の用務員の廃止により、事務職員が多忙になっている。

職員の負担軽減等を考え、事務の共同化はできないか。また、給食費は口座振替にならないか。

答 県職の事務職員については、平成十九年度から事務の共同化が実施されています。町職については、各学校独自の事務内容があり大変ですが、職務内容を再度検討していきます。

給食費の口座振替は、手数料が発生するため、その負担の問題等を検討し、導入の可能性を調べます。

問 妊婦健診の回数を十四回にし、全額無料化できないか。

また、第三子目からの全額無料化はできないか。県外で妊婦健診を受けた人は、どうなるのか。

答 妊婦健診は、十四回無料で実施できれば理想ですが、今回、三回から五回にする補正予算を計上しています。第三子目からの全額無料化については、財政状況を見ながら検討していきます。

県外で健診を受けた場合、一時立て替えるをしていただき、後日、領収書を提示していただいで支払いをします。ただし、県医師会と契約した額以内で、回数は五回以内となります。



問 先のNHKの「ふるさと自慢」た自慢「公開録音でNHK記者が町民にインタビューで、「小竹町に誇れるものは何がありますか」と問うと町民が「何を誇るべきか」と言っていた。

これよいか。町が財政難であるならば、職員が一丸となって知恵を出す時ではないか。

答 町長の答弁は「お金がない」の一語である。その言葉が職員に影響し、やる気をなくさせているのではないのか。橋や建物などの「物づくり」は、一応のレベルに達していると思います。今は、「地域協働」という一つのシステムづくりが必要だと考え、一生懸命に進めています。

意見書

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に関する意見書

・・・・・・・・可決

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

・・・・・・・・可決

そこが知りたい 一般質問



●住民税の 年金天引きをやめよ

宮野 一男 議員

二〇〇八年度の「地方税法改正案」は、参議院総務委員会審議中にもかかわらず、衆議院で「再議決」というかたちで四月三十日に成立しました。

その中に、個人住民税の特別徴収というのがあります。

住民税を年金から天引きするといふものです。

六十五歳以上の公的年金受給者は、来年十月の支給分から天引きされることになりました。

年金からは、介護保険料に加え、この四月から、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が天引きされ、年金受給者に多大な苦痛を与えています。

さらに、住民税まで天引きされるとなると、「まよひ」、生活破壊につながると思います。

特別徴収の一番の問題は、

個人の意向を全く考えないで、本人の意思に関係なく年金から天引きすることにあります。普通徴収であれば、生活状況に応じて支払いができます。

特別徴収は、それを許さず、問答無用で天引きする制度です。税金は、自主申告、自主納税でなければならぬと思います。

国は、「特別徴収は、各自治体の事務の効率化にメリットがある」と説明しています。特別徴収には、新たにシステムの整備が必要となり、経費もかかります。

お金をかけてまで、あえて年金から天引きしなければならぬのか。

私は、中止すべきだと思いますが、本町はどのような対応をするのか。

山本町長 地方税法には、「公的年金に係る個人住民税の徴収については、年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収するものとする」と定められています。

この制度には、納税者の手間を省いて、納税の利便性を向上させるという一つの目的があります。徴収事務の効率化という意味からも、町としては非常に助かるものです。

法律で定められた特別徴収を、町が中止することは困難であると思っています。



●学校施設の耐震化を 促進せよ

●生活保護費の通院の 交通費に関する周知は

広瀬 早美 議員



一 地震や風水害等の自然災害を無くすことはできませんが、備えを怠らないで被害を減らすことはできます。

被害を最小限に抑えるのは政治の責任です。

地震等の際、避難所にもなる学校等の公共施設の耐震補強が遅れていることが問題です。

学校は子ども達が平日の大半を過ごす学習と生活の場でもあります。地震に耐えられるようにすることは、待った

無しの問題です。学校施設の耐震化を促進するための法案が、国会で成立し、国庫補助金が増額されています。本町の耐震性に係る指導内容と、本町での取り組みをお答えください。

一 生活保護行政の適正な運営として「通院移送費等の適正化対策」が三月に発表されました。

その後、六月に改めて各自治体に通達が出されましたが、厚生労働大臣がマスコミ発表した内容と食い違っています。

生活保護世帯の四十三パーセントは高齢世帯であり、三十七パーセントは障害・疾病世帯です。こうした世帯の多くが、何らかの疾病を抱え、日常的に通院をしていることは容易に想像できます。

生活費等からの捻出が困難な人にとっては、通院を抑制あるいは断念しなければならず、生命や健康が危険にさらされることにつながり、被保護者の「適切な医療を受ける権利」を侵害するものでもあります。

本町の住民に対してそのような実態が起きていませんか。

山本町長 学校施設の耐震化の促進については、第一段階の耐震優先度調査が、小竹町でも幼稚園一棟、小学校五棟、中学校六棟が終わりました。その結果、中学校の体育館が非常に弱いと言われている、IS値〇・三二となっています。今後、二次の耐力度調査を行って改修工事を行わなければならないと思っています。

須堯教育長 教育委員会としても、できるだけ速やかに耐震化に取り組みたいと考えています。

山本町長 生活保護費の通院交通費については、鞍手保健福祉環境事務所に対応を聞いたところ、四月一日付の改正については、実際の運用が把握できなかったために、被保護者に対して変更の説明は行っていないとのこと。よって、これまでどおりの運用をしています。

※IS値とは
耐震指標のこと。
数値が〇・六以上
で安全性が高いと
されている。

●学校でのアレルギー疾患への取り組みの推進を ●「災害時要援護者」支援対策は

大安 美佐代 議員



一 町内の各学校には、アレルギー疾患に苦しむ児童、生徒は何人ですか。

学校でのアレルギー対策を、教育委員会の主導で、次のことに力を入れて行うべきだと考えます。

- ① 校長、教師、養護教諭、学校薬剤師への、実効性のある専門医による研修の実施
- ② 食物アレルギーに対応できる給食体制づくりの実施
- ③ 学校健診での、肺機能を

- ④ 含めたアレルギー検診の実施
- ④ 啓発運動と、総合学習等での健康教育の実施
- ⑤ アレルギーでの急激なショック症状に対し、子どもを命を守るために、その子に代わって、教職員がアドレナリン自己注射薬(エピペン)を打てるように研修を実施
- ⑥ アトピー性皮膚炎の子どもや、衛生上のためのシャワールームの設置

一 災害時に自ら身を守ることに困難である高齢者、障がい者等、要援護者を適切に避難させるために、支援プランは策定されていますか。

個人情報保護に関する基本方針の改正案が、今年四月に閣議決定され、災害時の緊急連絡簿の作成が困難になる等の過剰反応を防ぐ対策が新たに盛り込まれました。

よって、条例の適切な解釈と運用で要援護者を把握できるのでは。

早急に援助を必要とする方々を名簿に登録し、地元の家や民生委員、消防団、消防署に情報を提供し、安否の確認や避難支援を行うべきでは。

また、災害時の心得や避難場所等も再度、周知徹底を行います。

須堯教育長 アレルギー疾患には色々あり、重複しているものを含めると、延べ人数は多くなります。当町は、全国平均より若干上回っています。校長、薬剤師、養護教諭に対する研修については、繰り返し行っていきます。

食物アレルギーに対する給食現場での対応は、更に研修、研さんを強めていきます。

急激なショック症状の対象となる児童、生徒はませんが、将来に向けて、校長会等でエピペンの研修をしていきます。

アトピー性皮膚炎の子どもに対する対応ですが、幼稚園、小学校には既に、シャワールームを設置していますが、中学校については検討します。

山本町長 災害時における要援護者に対する支援は、隣組による連携が大切であると思えます。それに、消防団を加えた組織化が急務であると考えています。

要援護者の名簿登録については、本人の了解が必要で、個人情報保護法との関係もあり慎重に進めていきます。

避難場所への誘導は、消防団を中心に行い、今後も、周知徹底を図っていきます。

議会が同意した人事

人権擁護委員（新任）

田中充具氏



住所 勝野三六〇八番地の一
(勝野一区八組)
生年月日 昭和二十二年一月十七日

議会推薦の農業委員会委員決まる

宮野一男氏



住所 御徳一〇二四番地の二
(御徳一区二組)
生年月日 昭和十九年七月十二日

編集後記

初当選以来、議会だよりを作成する編集委員となり、一年半が経ちました。毎号編集に頑張っています。

スポーツ新聞は、見出しと写真を重視して作られていると聞いたことがあります。

議会だよりは、主な議案の審議結果や、議員の意見や質問を正確に分かりやすく伝えることが大切だと研修で学びました。

一般質問の答弁の編集は質問者以外の編集委員が担当することになっています。

自分の質問に対する答弁に主観が入る可能性があるからです。

日本語は、話していることを文章にして読み直しても違った感じがします。句読点一つの付け方で全く違った意味で受け取られることもありま

す。編集委員として、自分の感情を入れずに、発言者の気持ちに立って記事を書かなければならないと思っています。

町民の皆さんが読みたくなくなるレイアウト、特に写真の良し悪しが重要だと誰もが言い

ます。その点、本町の表紙の写真はなかなかのものではないでしょうか。

これからも、「町民が主人公」の議会だよりになるよう勉強していきたいと思っています。

(編集委員 広瀬早美)



議会の傍聴についてみませんか

議会の傍聴は、手続きが面倒と思われるのではないのでしょうか。そうではありません。

傍聴の手続きは、受付簿に住所、氏名、年齢、性別を記入するだけです。

議会は、予算や条例をはじめ、行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりをめざして審議をしています。

なお、定例会の開催予定日が近付きましたら、役場

の掲示板、ホームページでお知らせします。

傍聴場所は、役場三階議事室内傍聴席です。

また、テレビ放映による傍聴は、手続きは不要で役場一階ロビー、町総合福祉センターでできます。

詳しくは、議会事務局まで、お気軽にお問い合わせください。

電話 ② 11907

次回の定例会は、

9月4日(木) 開会予定です。

※事情により変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。